

NO.7 平成24年度 事務事業シート

担当部課	福祉部 福祉管理課					
予算科目	款	福祉費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
小事業名	奨学金					
根拠法令等	大田区奨学金貸付条例、大田区奨学金貸付条例施行規則					
実施方法	■ 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先( <input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他 ) (委託先: )					
	<input type="checkbox"/> 補助金(補助先: )					
	<input type="checkbox"/> その他 )					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	学校教育法(平成22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、高等専門学校若しくは大学又は同法第124条に規定する専修学校に就学するための費用を支弁することが困難な者に対し、必要な学資金を貸付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。				
	対象 (誰・何が対象か)	次の申込資格に該当する方で、大田区奨学金貸付審議会で奨学生として選考された方。 ①申込日において、引き続き1年以上区内に居住している保護者等から扶養されている方。 ②学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、専修学校(高等学校課程)、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)(以下「高校等」という。)、また大学、短期大学、専修学校(専門課程)(以下「大学等」という。)に在学又は進学予定の方。 ③世帯の所得が定めた限度額以内である方。 ④大学等に在学又は進学する方については、学業成績が5段階評価で平均3.0以上の方。				
	事業内容 (手段・手法など)	①在学生向け募集を5月又進学予定者向け募集を10月下旬～11月中旬に行う。 ②次の金額を無利子で正規の修業年限まで貸与する。 国公立の高校等は月額14,000円以内、私立の高校等は月額26,000円以内、国公立の大学等は月額35,000円以内、私立の大学等は月額44,000円以内、入学準備金は、国公立の高校等は70,000円以内、私立の高校等は220,000円以内で貸与する。 ③奨学生本人に貸与し、連帯保証人が1名必要 ④返還は、卒業後1年間の据置期間を経て、20年以内に返還する。20年を超えると延滞金が発生する。				
	事業開始年度	昭和49年度(昭和27年大田区育英資金貸付条例に引き続き、昭和49年より大田区奨学金貸付条例となる)				
コスト(円)	24年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	735,322,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数	
	人件費	21,138,715 円		担当正職員	14,709,364 円	2.00人
合計	756,460,715 円	再任用(短時間)再雇用		6,429,351 円	2.00人	
事業費内訳 (24年度予算・節・細節) ※単位:円	報酬: 210,000円 大田区奨学金貸付審議会委員報酬 貸付金: 735,112,000円 奨学金貸付金					
事業費・財源内訳 ※単位:円		事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	21年度	480,171,000			334,840,098	145,330,902
	22年度	561,012,000			364,775,562	196,236,438
	23年度	645,223,000			448,512,030	196,710,970
	24年度(予算)	735,322,000			385,282,000	350,040,000
課題(担当課として捉えている課題について)	高校等の進学率は高く、また大学・専門学校等の進学率も年々上昇している。経済的理由により申請者が増えており、貸与人員も直近の5年間で約1.3倍(※平成18年度:1,140人→平成23年度:1,485人)に拡大している。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	奨学金制度は大田区を含めて23区中19区で実施している。①月額の貸与は16区、②年1回の一括貸与は1区(高校等を対象)、③入学準備金だけの貸与は2区(高校等を対象)である。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	学業に意欲のある生徒・学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、修学の環境を整備する。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	奨学金貸付実績 平成21年度 1,172人 平成22年度 1,332人 平成23年度 1,485人 ※貸付実績は、新規採用者と継続貸付者の合計					

NO.7 平成24年度 事務事業シート

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	本事業は、低所得世帯の方に多く利用されており、福祉施策の一環として重要な事業となっている。	
	区の事業で類似事業はないか	類似事業はない。	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	奨学金の貸与人数は年々増加しており、ニーズは依然として高い。	
	終了期限を設けるべきではないか	終了期限を設けることは難しい。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	法的義務付けはないが、区民生活に欠かせない事業である。	
	市民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	本制度は学生本人(無職)に月額で貸与するもので、民間の教育ローンには同様な制度は見当たらず、公共性の高い事業である。	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	家計の経済的理由によって、修学を断念する方が生じる可能性がある。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	予算は必要額を計上している。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせられないか	貸付・回収・相談事務を担当者2名で行っており、人数の見直しは難しい。	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	再任用再雇用職員は既に活用している。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	代替策はない。	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	貸付金のため、利用者負担はなじまない。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	貸付金のため、利用者負担はなじまない。	
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	活用できる補助金はない。	
事業水準の見直し	他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	貸付額は、他区と同様な額である。対象においては、依然としてニーズが高い。	
	対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	各対象とも依然としてニーズが高いことから、範囲を狭めるのは難しい。	
	給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	平均給与所得が減少する一方で、大学の学費(授業料、通学費等)は高止まりしており、又高校の学校教育費(授業料、PTA会費、通学費等)は若干減少したものの、家庭での負担を考えると貸付額の引き下げは難しい。	
事業実施時期の検討	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
	事業の優先度 ■非常に高い □高い □どちらともいえない □低い □非常に低い	本制度のニーズが依然として高いことから、事業の優先度は高いと考える。	
事業の見直し	見直し内容	事業の目的から当分の間見直しを行う予定はない。	
	財政効果(概算額)	□財政効果なし □歳出削減額(およそ 円) □歳入増加額(およそ 円)	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成24年度		
平成25年度			
平成26年度以降			

NO.8 平成24年度 事務事業シート

担当部課	福祉部 高齢福祉課							
予算科目	款	福祉費	項	高齢福祉費	目	高齢福祉費		
小事業名	ひとり暮らし高齢者支援事業 (①ひとり暮らし高齢者支援事業(災害時要援護者名簿登録を含む) ②ふれあい理美容補助券の支給)							
根拠法令等	大田区ひとり暮らし高齢者支援事業実施要綱 大田区ひとり暮らし高齢者支援事業実施要領							
実施方法	①【ひとり暮らし高齢者支援事業】 ■ 直接実施							
	②【ふれあい理美容券の支給】 ■ 業務委託(指定管理者含む) 委託先(■ 民間企業 □ NPO □ その他) (理美容補助券の支給 委託先:東京都美容生活衛生同業組合 大森支部・蒲田支部・雷谷支部・糎谷支部、東調布美容組合 東京都理容生活衛生同業組合 大田支部)							
	□ 補助金 (補助先: )							
	□ その他 )							
事業概要	目的 (何のためにやるのか)	①【ひとり暮らし高齢者支援】ひとり暮らし高齢者の生活状況の把握を行うとともに、平時の見守りや災害時要援護者名簿の整備等に活用することで、福祉の向上を図る。 ②【理美容券の支給】ひきこもりやすいひとり暮らし高齢者の外出のきっかけとなり、地域の方とのふれあいを促す。						
	対象 (誰・何が対象か)	①【ひとり暮らし高齢者支援】65歳以上のひとり暮らし高齢者(同居者がおらず、三親等以内の血族又は配偶者が、同一敷地内又は隣地に居住していない。)34,690人。うち登録者15,478人(平成24年6月22日現在) ②【理美容券の支給】ひとり暮らし高齢者登録者のうち70歳以上 13,047人(平成24年6月22日現在)						
	事業内容 (手段・手法など)	①【ひとり暮らし高齢者支援】 ・65歳以上の未登録者に郵送で登録勸奨(10月) ・70歳以上の未調査者に民生委員が年に一回訪問調査し、ひとり暮らし高齢者登録の申請を受ける(10月一斉調査)。 ・民生委員が登録者の名簿を所持し、日常の見守りに活用。同意した方は災害時要援護者名簿にも登録。 ・登録者に、民生委員が熱中症予防等の啓発チラシを配布し、注意喚起 ②【理美容券の支給】 ・70歳以上のひとり暮らし登録者に対し、民生委員が訪問(4~6月)し、ふれあい理美容補助券を年2枚配付(自己負担額1,000円、区負担2,000円。平成22年度より理容に加えて美容組合とも契約開始。平成23年度より、郵送による配付から手渡しに変更)。 ・既登録者で70歳に到達した者、及び70歳以上の新規登録者に対しては、登録した翌月にふれあい理美容補助券を郵送。						
	事業開始年度	1996年(平成8年10月) (平成22年度8月まで「ふれあい入浴券」で、希望者に入浴券を42枚支給していたが、「いきいき入浴事業」開始のため終了)						
コスト (円)	24年度		人件費内訳		従事職員数			
	事業費	23,289,000 円	}	職員構成		平均人件費×従事職員数		
	人件費	6,079,479 円		担当正職員			5,516,012 円	0.75人
	合計	29,368,479 円		再任用(短時間)再雇用			563,468 円	0.20人
事業費内訳 (24年度予算:節・細節) ※単位:円	①【ひとり暮らし高齢者支援】 944,000円 賞金 92,000 (未登録者一斉調査入力事務のための臨時職員賃金) 需要費 一般需用費 178,000 (一斉調査や変更通知等のための消耗品費・印刷製本費) 役員費 郵便料 674,000 (一斉調査(6,000件)、変更通知等発送(2,500件)等のための郵送料) ②【理美容券の支給】 22,345,000円 需要費 一般需用費 4,000 (ふれあい理美容券作成のための消耗品費) 役員費 郵便料 135,000 (年度途中70歳到達者へのふれあい理美容券発送等のための郵送料) 委託料 22,206,000 (ふれあい理美容補助券事務取扱委託 19,320,000(@2,000×延9,200人×1.05)、同券作成・封入・発送委託 2,886,000)							
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
	21年度	157,321,526				157,321,526		
	22年度	66,040,186				66,040,186		
	23年度	20,286,387				20,286,387		
	24年度(予算)	23,289,000				23,289,000		
課題(担当課として捉えている課題について)	①【ひとり暮らし高齢者支援】ひとり暮らし高齢者で登録をしていない人はまだ多い(34,690人中19,212人 55%)。災害時要援護者名簿の登録と兼ねており、効果的な周知と登録勸奨を行う必要がある。 自治会・町会やさわやかサポートなど、地域での見守り体制が充実してきており、それらの事業との連携、協力体制を整備する必要がある。 ②【理美容券の支給】理美容券は民生委員や地域と登録者をつなぐツールとして重要であるが、利用していない人もいる。 辞退する人が対象者の5%程度いる。							
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	①【ひとり暮らし高齢者支援】目黒区「ひとり暮らし等高齢調査」65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみで暮らす高齢者等 民生委員が調査品川区「高齢者相談員」65歳以上の一人暮らし高齢者及び70歳以上と85歳以上のみで構成される高齢者世帯 民生委員が訪問 ②【理美容券の支給】小金井市「ことぶき理容」一人暮らし高齢者へ年12枚 2,000円の補助 府中市「ことぶき理髪」70歳以上の住民税非課税者へ年10枚 1,300円の補助 別添「区市町村における高齢者福祉施策一覧」東京都福祉保健局発行 平成23年度版参照							
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	①【ひとり暮らし高齢者支援】見守りが必要なのは一人暮らし高齢者だけに限らないが、特に一人暮らし高齢者は、他人とのかかわりも少なく、情報も入りにくいため、手厚いサービスが必要である。平成22年度の国勢調査の記録では、65歳以上の高齢者単身世帯は34,690であり、現在の登録者15,478人は、割合では45%となる。今後も登録勸奨を行い、さらなる向上を目指す。 ②【理美容券の支給】券の利用率は平成23年度で28.7%であり、今後もPRIに努め、外出機会の創出と、ゆるやかな見守りに寄与できるようにする。							
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	①【ひとり暮らし高齢者支援】現在、約15,000人の一人暮らし高齢者の登録があり、その名簿を民生委員が持って地域の高齢者の見守りに活用している。平成24年度は、名簿を活用し、熱中症対策などの高齢者施策にも活用中である。一例として、東日本大震災では民生委員が自主的に安否確認を行った。 ・平成22年度から、65歳以上の未登録者には郵送による登録勸奨と、新たに70歳以上の未調査者に新たに民生委員が訪問することとして、登録勸奨の機会を増やした。訪問対象者以外でも、地域で未登録のひとり暮らし高齢者には、民生委員やさわやかサポートから声をかけ、登録につなげている。 ②【理美容券の支給】平成22年度より理容に加えて美容組合とも契約を開始した結果、平成21年度に比較して23年度の券全体の利用枚数は約13%増加した。							

NO.8 平成24年度 事務事業シート

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	①【ひとり暮らし支援】ひとり暮らしに不安を感じており、行政への積極的な働きかけをしにくい高齢者のニーズをひろいあげ、民生委員につなげるために、登録制度は必要である。 ②【理美容券の支給】外出や地域の方とのふれあいを促すツールとして有効であり、事業の意義がある。	
	区の事業で類似事業はないか	①【ひとり暮らし支援】高齢者見守りキーホルダー登録事業 ②【理美容券の支給】いきいき高齢者入浴事業	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	①【ひとり暮らし支援】ひとり暮らし高齢者は今後も増加する。安心して暮らし続けられるために事業を継続する必要がある。 ②【理美容券の支給】理美容券の利用数は毎年増加している。平成22年度から、理容組合に加えて美容組合とも契約をし、美容院でも使えるよう対象を拡大した。問い合わせも多く、理美容券のニーズは高い。	
	終了期限を設けるべきではないか	①【ひとり暮らし支援】登録事業のため、時限措置になじまない。 ②【理美容券の支給】ひとり暮らし支援事業と一体であり、期限設定になじまない。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	①【ひとり暮らし支援】区の独自事業として実施している。 ②【理美容券の支給】同上	
	市民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	①【ひとり暮らし支援】供給事業ではなく、高齢者の実態把握に民生委員の活動が不可欠である。また、本事業の基本は無料の登録事業であり、一人暮らし高齢者と緊急連絡先の登録という、極めて個人的な情報を扱うため、民間事業者の参入はなじまない。 ②【理美容券の支給】単に「髪を切る」という意味だけでは安価な理髪店もあるが、福祉理美容店として高齢者に寄り添い、見守りを行っている実績は重要であり、継続の意味がある。	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	①【ひとり暮らし登録】ひとり暮らし高齢者の安全、安心に支障をきたす。 ②【理美容券の支給】高齢者の外出の機会の確保や見守りの実績があり、その機会が失われる。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	①【ひとり暮らし支援】郵便は各種割引を利用し、消耗品はできる限りリサイクル、リユースするなど、最低限の経費に抑えている。 ②【理美容券の支給】事業経費のうち80%以上はふれあい理美容補助券の取扱い委託料である。本人負担1,000円、区補助2,000円であり、通常料金が3,000円以上の場合の差額は理美容店が負担しており、これ以上の削減は困難。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせられないか	①【ひとり暮らし支援】一斉登録動員については高齢福祉課、随時登録については地域包括支援センターと各地域福祉課で行っており、これ以上の削減は利用者の利便性を損なう。 ②【理美容券の支給】委託が主であり、削減済である。	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	①【ひとり暮らし支援】名簿の作成等の作業は再任用再雇用職員、一斉調査の入力作業はアルバイトで行っており、これ以上の削減は困難。 ②【理美容券の支給】ふれあい理美容補助券の一斉発送についてはすべて業者委託であり、支払いや契約事務のみを職員が行っている。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	①【ひとり暮らし支援】いきいき高齢者入浴事業や、見守りネットワークなど、様々な事業を重層的に行う必要がある。 ②【理美容券の支給】いきいき高齢者入浴事業や、見守りネットワークなど、様々な事業を重層的に行う必要がある。	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	①【ひとり暮らし支援】支援事業に利用者負担はなじまない ②【理美容券の支給】利用者負担は1,000円。理美容店も通常価格と3,000円との差額は負担している。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	①【ひとり暮らし支援】支援事業に利用者負担はなじまない ②【理美容券の支給】理美容券については1,000円の利用者負担がある。近年、1,000円でカットのみを行う店などもでてきており、利用者負担額をこれ以上上げれば利用者が減少する。	
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	導入できる補助金はない。	
事業水準の見直し			
他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	①【ひとり暮らし支援】ひとり暮らしだけではなく、高齢者のみの世帯も対象としている区がある。 ②【理美容券の支給】ひとり暮らし高齢者への事業を行っている自治体は少ない。		
対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	①【ひとり暮らし支援】平成22年度から、65歳以上の未登録者には郵送による登録動員とし、新たに70歳以上の未調査者に新たに民生委員が訪問することとして、登録動員の機会を増やしたところである。トータルの登録割合は前年度と変わらなかったが、70歳の登録割合が高かった。高齢になるほど不安が増すためと考えられ、範囲を狭めることは高齢者見守り充実の流れに反する。 ②【理美容券の支給】外出や地域の方とのふれあいを促すツールとして、これ以上対象を狭める理由がない。		
給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	①【ひとり暮らし支援】給付は行っていない。 ②【理美容券の支給】現時点でも通常価格が3,000円以上の場合、差額は理美容店が負担しており、これ以上補助水準を下げることはできない。		
事業の優先度	事業実施時期の検討		
	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
	事業の優先度 □非常に高い ■高い □どちらともいえない □低い □非常に低い		
事業の見直し	見直し内容		
	財政効果(概算額)	■財政効果なし □歳出削減額(およそ 円) □歳入増加額(およそ 円)	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成24年度		
平成25年度			
平成26年度以降			



NO. 9 平成24年度 事務事業シート

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証

そもそも区が実施すべき事業であるか

老人福祉法第13条に、地方公共団体による老人クラブ等への支援が規定されている。

区の事業で類似事業はないか

健康を進める活動…介護予防事業、友愛活動…高齢者見守り事業

事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか

老人クラブ加入者数は17,000人を超えており、未加入者も視野に入れば大きなニーズがある。

終了期限を設けるべきではないか

支援の時期が決まっているものではなく、時限措置になじまない。

事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か

老人福祉法第13条に、地方公共団体による老人クラブ等への支援(努力義務)が規定されている。

市民の役割分担の検証

民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか

老人福祉法第13条に、地方公共団体による老人クラブ等への支援が規定されており、廃止は困難である。

事業廃止の影響

事業を廃止した場合、どのような影響が出るか

老人福祉法第13条に、地方公共団体による老人クラブ等への支援が規定されており、廃止は困難である。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討

事務経費を削減できないか

事務経費としては現在最低限であり、これ以上の削減は困難である。

少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせられないか

現在再任用1名で対応している。区の窓口は高齢福祉課一箇所であり、これ以上の削減は困難である。

業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか

現在再任用1名で対応しており、これ以上の削減は困難である。

より費用対効果の高い代替策はないか

老人福祉法第13条に、地方公共団体による老人クラブ等への支援が規定されており、代替はできない。

適正な利用者負担の導入

利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか

現在も会費や参加費として利用者負担は導入済である。

利用者負担を導入した場合どのような影響があるか

現在も会費や参加費として利用者負担は導入済である。

国、都補助金の導入

事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか

都の交付基準により補助金は導入済である。

事業水準の見直し

他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か

自治体により助成金額には差異があるが、23区内で中位程度であり、他区に比し著しく高額であるとはいえない。

対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか

全クラブ全て同じ基準で助成する必要があり、対象範囲を狭めることは困難である。

給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか

各クラブの活動に支障が生じる。

事業の優先度

事業実施時期の検討

事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)

事業の優先度

■非常に高い □高い □どちらともいえない □低い □非常に低い

事業の見直し

見直し内容

助成金の支出内容を精査しながら、同水準の助成を行う。

財政効果(概算額)

■財政効果なし □歳出削減額(およそ 円) □歳入増加額(およそ 円)

見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)

年度

目標

具体的取組み

平成24年度

平成25年度

平成26年度以降

補助金等評価シート(表面)									
補助金等の名称		大田区単位老人クラブ助成金				担当課	高齢福祉課		
計画上の位置づけ									
根拠法令		大田区老人クラブ助成要綱、大田区老人クラブ特別助成要綱							
補助目的		区内の老人クラブの運営を助成し、高齢者福祉の増進に資する。							
事業内容		「大田区老人クラブ運営基準」に準拠して運営される老人クラブで、設立後継続して3ヶ月以上活動を続けているものに対し、月額23,080円。対象経費は(1)ボランティア活動、(2)生きがいを高めるための活動、(3)健康増進事業、(4)その他社会活動							
過去の見直し状況		昭和61年16,500円、その後何度か改定し、平成12年から23,080円							
交付先		「大田区老人クラブ運営基準」に準拠して運営される老人クラブで、設立後継続して3ヶ月以上活動を続けているもの				交付開始年度	昭和	40年	
交付団体数(申請団体数)		158	交付・申請団体数の推移			158団体程度で大きな変化はない			
交付先の特定		1要綱等で特定							
補助項目		2運営費補助							
補助率の要綱規定		3無		補助率			%		
国/都基準の上乗せ・横だし		1有	上乗せ・横だし内容			特別助成			
		22年度実績(決算) 円		23年度実績(決算) 円		24年度予算 円			
補助金額		53,762,160		53,102,120		54,322,000			
内訳	補助割合%	国費							
		都費	4,564,000		4,521,000		4,608,000		
		そのほか							
		一般財源	49,198,160		48,581,120		49,714,000		
24年度予算の算定根拠		[歳出]一般助成 @23,080×160クラブ×12月、特別助成 @6,000×109クラブ×12月、@12,000×15クラブ×12月 [歳入]都補助金@3,600×160クラブ×12月×2/3							
コスト	24年度		人件費内訳				従事職員数		
	補助金額	54,322,000 円	職員構成		平均人件費×従事職員数				
	人件費	3,612,013 円	担当正職員		円		人		
	合計	57,934,013 円	再任用・再雇用		3,612,013 円		1人		
比較参考値		①	(50~100人)大田区23,080円、目黒区20,000円、世田谷区18,500円、渋谷区22,800円、港区27,500円						
①他自治体での類似補助事業の例		②	自治体により差異があるが、23区内で中位程度であり、他区に比して著しく高額であるとはいえない。						
②本区と他自治体とのサービス水準の比較									
交付決定方法等									
①交付対象・申請方法		[対象]「大田区老人クラブ運営基準」(平成11年4月1日制定)に準拠して運営されおり、設立後継続して3ヶ月以上活動を続けている老人クラブ。 [申請]助成金交付申請書に年間活動計画書等の書類を添付し、区長に申請する。							
②交付要件		老人クラブの活動費のうち1ボランティア活動、2生きがいを高めるための活動、3健康増進活動、4その他社会活動の経費の合計が月額23,080円以上のもの。							
③審査基準		交際費(慶弔費を含む)、酒類等しやしにわたる食料費、その他老人クラブ活動に要する経費として不相当と認める経費は補助対象外							
④補助金額算定方法		老人クラブの活動費のうち1ボランティア活動、2生きがいを高めるための活動、3健康増進活動、4その他社会活動の経費の合計が月額23,080円以上の場合、1団体について月額23,080円。							



補助金等評価シート(裏面)

検証項目(はい:○、いいえ:×、該当なし:-)		判定
事業の性質	国・都の補助金制度に基づくものであり、区が独自に制度変更することが困難である。	×
	他の自治体等との調整により、制度を運用しているため、独自に制度変更することが困難である。	×
	事業終了時期が決まっている。	×
	債務負担行為が設定されている。	×
	法律や制度により交付対象団体が特定されている。	○
公益性・必要性・適時性 補助の目的、内容に公益性かつ必要性が認められる。	区の政策や行政目的を達成するために補助の必要がある。	○
	事業目的が区の政策上の位置づけと整合している。	○
	社会、経済情勢の変化に即答し区民ニーズに適合している。	○
	区内部や民間において対象や要件が類似した他の事業がある。事業名	×
有効性 補助効果があり、他の手法ではなく補助によることが事業目的の実現のため最適である。	事業実施により想定した効果が認められる。	○
	補助金額に見合う効果が期待できる。	○
	補助する事業・活動に先見性や発展性が見られる。	○
妥当性・経済性 対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である。	対象となる経費や単価、補助率などが交付要綱等において明確化されており、必要最小限である。	○
	補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されている。	○
公平性(公正性)	事業の効果が広く区民に波及するものである。	○
	補助対象とその他の区民、団体との間で公平性が保たれている。	○
	補助金等交付決定は、適正、公平な審査を行っている。	○
適正性	団体等の会計処理及び使途が適切に執行されている(適正な監査機能)。	○
	事務局の所在が適切である。	○
	決算において、実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない。	×
	交付先団体において自主財源収入増加の努力をしている。	×
	所管課から収入増加努力の要請をしている。	×
	補助金と委託金との区分が明確化されている。	○
	交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)。	○
補助効果の測定方法	平成22年度の「大田区高齢者等実態調査」によれば、65歳以上の高齢者のうち、25.1%と約4人に1人が高齢者に関わるボランティア活動について、「取り組みたい活動がある」と回答している。また、高齢者のうち8割以上は要介護認定を受けておらず、自立して生活している。それらの元気な高齢者のうち、老人クラブの加入者は積極的に社会奉仕活動に従事しており、地域人材として活躍している。今後行う高齢者実態調査に老人クラブの項目を作成し、より正確な実態把握を行っていく。	
現在の補助目的達成状況	各クラブ加入の高齢者が、貴重な地域人材として、ひとり暮らし高齢者等の見守りや地域の社会奉仕活動などを担っている。また、体操や踊り、歌など定期的に仲間同士で集まって活動することは介護予防にもなり、いきいきとした高齢社会の実現に大きく寄与している。	
現状の問題点(評価結果)	高齢者数の増加にかかわらず、クラブの新規加入者が減少しており、単位クラブ内部でも高齢化が進んでいる。地域での社会奉仕活動等を今後充実させるために、新規会員獲得のための活動を行っていく。	
所管課自己評価		
評価の結果	<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 縮小・統合 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現行どおり継続 <input type="checkbox"/> 拡充	
自己評価を踏まえた見直し内容 ※見直し内容、理由を記入してください。 (例) 補助経費・項目の精査 補助期間の適正化 自立の促進 効果検証方法の改善 包括補助制度の導入検討	24年度	
	25年度	
	26年度以降	



補助金等評価シート(表面)									
補助金等の名称		大田区老人クラブ連合会補助金				担当課	高齢福祉課		
計画上の位置づけ									
根拠法令		大田区老人クラブ連合会補助金交付要綱							
補助目的		大田区老人クラブ連合会が会員の福祉の向上と老人クラブの発展のために実施する事業に対し補助する。							
事業内容		<p>補助対象  (1)連合会の運営事務費、(2)連合会の行う事業に要する経費、(3)その他、区長が必要と認める経費 ただし、交際費(慶弔費を含む)及びしゃしにわたる食料費は補助対象外。  1基礎助成 2スポーツ振興助成、3会報発行助成、4文芸作品展助成、5囲碁将棋大会助成、6カラオケ大会助成、7おおたふれあいフェスタ助成、8いきいき体操助成、9研修会助成、10定例役員会通信費助成、11民謡大会助成</p>							
過去の見直し状況		平成21年度 補助金交付要綱に別表を追加し、補助対象経費を明確化した。							
交付先		大田区老人クラブ連合会				交付開始年度	昭和	56 年	
交付団体数(申請団体数)		1	交付・申請団体数の推移			交付開始から変更なし			
交付先の特定		1要綱等で特定							
補助項目		2運営費補助							
補助率の要綱規定		3無		補助率	%				
国/都基準の上乗せ・横だし		1有	上乗せ・横だし内容			基礎助成以外の部分(スポーツ振興費、民謡大会助成等)			
		22年度実績(決算) 円		23年度実績(決算) 円		24年度予算 円			
補助金額		3,793,460		3,776,859		3,810,000			
内訳	補助割合%	国費							
		都費	917,000		906,000		929,000		
		そのほか			0				
		一般財源	2,876,460		2,870,859		2,881,000		
24年度予算の算定根拠		<p>[歳出]@67×18,100人+180,420×1連合会 スポーツ振興費 210,571円 会報発行予定525,000円、文芸作品展助成163,275円、囲碁将棋大会助成53,975円、カラオケ大会助成121,000円、大田ふれあいフェスタ89,000円、いきいき体操25,200円、研修会59,200円、定例役員会36,960円、民謡大会1,132,656円  [歳入]都補助金@67×18,100人×2/3=808,467円、@180,420円×1連合会×2/3=120,000円</p>							
コスト	24年度		人件費内訳				従事職員数		
	補助金額	3,810,000 円	職員構成		平均人件費×従事職員数				
	人件費	3,612,013 円	担当正職員		円		人		
合計		7,422,013 円	再任用・再雇用		3,612,013 円		1 人		
比較参考値		<p>① 大田区 2,095,000円 都基準助成、会報発行、いきいき体操等 品川区 10,537,000円 運営助成、事業助成  世田谷区 3,052,000円 交通安全事業、ボランティア研修等 目黒区 2,305,000円 連合会助成</p>							
②本区と他自治体とのサービス水準の比較		② 自治体により差異があるが、23区内で中位程度であり、他区に比して著しく高額であるとはいえない。							
交付決定方法等									
①交付対象・申請方法		<p>[対象]大田区老人クラブ連合会  [申請]補助金交付申請書に(1)代表者届、(2)年間活動計画書、(3)歳入歳出予算書を添えて提出する。</p>							
②交付要件		補助対象は(1)連合会の運営事務費、(2)連合会の行う事業に要する経費、(3)その他、区長が必要と認める経費							
③審査基準		交際費(慶弔費を含む)及びしゃしにわたる食料費は補助の対象外							
④補助金額算定方法		一般事業費 @67×大田区老人クラブ連合会加入老人クラブの会員数(当該年度4月1日現在数)+180,420×1連合会							